

令和5年度  
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会  
(第4回)

【書面会議】

# 議案書

【発 送 日】令和6年3月12日（火）

【返送期限】令和6年3月21日（木）

## 内容

会議次第 .....	1
議案第 1 号.....	2
議案第 2 号.....	3
報告第 1 号.....	5
報告第 2 号.....	7
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約 .....	14
【参考】委員名簿.....	17

## 会議次第

### 1. 議 事

#### 議案第1号

##### ▼紀の川市地域公共交通計画の策定について

- ・別冊資料1および別冊資料2のとおり

#### 議案第2号

##### ▼紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

- ・資料1のとおり

### 2. 報 告

#### 報告第1号

##### ▼令和6年度の協議会開催予定等について

- ・資料2のとおり

#### 報告第2号

##### ▼紀の川市の地域公共交通を考える会の開催結果について

- ・資料3のとおり

## 議案第 1 号

紀の川市地域公共交通計画の策定について

■紀の川市公共交通計画の策定について、承認を求める。

別冊資料 1 および 別冊資料 2 のとおり

別冊資料 1 …第 3 回協議会以降の主な変更点について

別冊資料 2 …紀の川市地域公共交通計画（案）

令和 6 年 3 月 1 2 日提出

## 議案第 2 号

紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

- 岩出市と共同運行している「紀の川コミュニティバス」について、和歌山バス那賀株式会社が車両老朽化に伴う車両更新を行うにあたり、交通バリアフリー法における移動円滑化基準の適用除外認定の申請を運行事業者が行うことについて、承認を求める。

資料 1 のとおり

令和 6 年 3 月 1 2 日提出

## ■紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

岩出市と共同運行している「紀の川コミュニティバス」の運行に使用している車両が老朽化により更新が必要となっており、運行事業者（和歌山バス那賀株式会社）において車両の更新を行う予定ですが、現在の運行車両と同様に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」における移動円滑化基準に一部合致しない仕様となることから、同基準の適用除外認定の申請を運行事業者が行うことについて、本協議会における承認を求めるものです。

### 【運行事業者の対策】

身体の不自由な方の乗降については乗務員が可能な限りサポートを行う。

### 【紀の川市身体障害者連盟会長との事前協議結果】

高齢者や障害者の利用を考えると、本来、基準を満たすことが必要と考えるが、現在の運行状況等を踏まえれば適用除外認定を申請することもやむを得ない。

### ● 移動円滑化基準の適用除外について

交通バリアフリー法では、車両の新規導入の際には、床面の高さが一定以下であることや車椅子を利用した乗車ができること等のバリアフリー基準への適合を義務付けています。ただし、道路や地形上の問題、運行の態様等により、それらの基準を満たすことが困難である場合には、地域公共交通会議で協議を整え地方運輸局に申請し認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

### ● 移動円滑化基準の適用除外を求める条項について

運行事業者から、移動円滑化基準の以下の条項について適用除外認定の申請をすることに同意いただきたい旨の申し出がありました。

- ①第 37 条第 2 項第 1 号（乗降口の有効幅）
- ②第 37 条第 2 項第 2 号（乗降口スロープ）
- ③第 38 条第 1 項（床面の高さ）
- ④第 39 条（車椅子スペース）
- ⑤第 40 条第 1 項（通路の有効幅）

### ● 廃車車両および代替車両について

	型式	初度登録年	定員(人)	長さ(cm)	幅(cm)	車両総重量	車両番号
廃車	日野 KK-RX4JFEA	平成 11 年	33	699	208	7,035kg	和歌山 200 か 584
代替	トヨタ 2KG-GDB60-ZRTNY	令和 6 年	23	625.5	208	未定	未定

## 報告第1号

令和6年度の協議会開催予定等について

■令和6年度の協議会開催予定等について報告する。

資料2のとおり

令和6年3月12日提出

## ■令和6年度の協議会開催予定等について

### 1. 協議会の開催

地域巡回バスやデマンド型乗合交通の運行内容に関することや、紀の川市地域公共交通計画の推進に関すること等を協議するため、協議会を開催する予定です。

#### 【現時点で想定しているスケジュールおよび内容】

##### ・第1回協議会 令和6年6月

議題：地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助事業）に関する計画について  
令和6年度の事業計画について  
デマンド型区域運行の導入に向けた協議 など

##### ・第2回協議会 令和6年8月以降を予定

議題：デマンド型区域運行の運行内容に関する協議 など

##### ・第3回協議会 令和7年1月頃を予定

議題：地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助事業）に関する自己評価について  
紀の川市地域公共交通計画の取組に関する検討・進捗確認  
地域巡回バスの運行見直しに関する協議 など

その他、協議会の開催に合わせて随時、旅客自動車運送事業者部会等を開催し、協議内容に関する検討を行います。

### 2. 備考

- ・デマンド型区域運行の導入に向けて、利用者予約に対して効率的な配車を行うためのシステムを導入する予定です。
- ・システム提供事業者について、本市においてプロポーザル方式により選定する予定です。



## 報告第2号

紀の川市の地域公共交通を考える会の開催結果について

- 2月18日（日）に実施した紀の川市の地域公共交通を考える会の開催結果について報告する。

資料3のとおり

令和6年3月12日提出

**■紀の川市の地域公共交通を考える会の開催結果について**

【日 時】令和 6 年 2 月 1 8 日（日）午後 2 時～午後 4 時 3 0 分

【会 場】紀の川市役所南別館 1 階多目的ルーム

【参加者】約 1 0 0 名

【内 容】

I. 紀の川市の地域公共交通の現状について

紀の川市の地域公共交通の概要や利用状況および課題等について市交通政策課から説明しました。

II. 新地域公共交通計画について

現在策定している紀の川市地域公共交通計画の概要について、本協議会の山田副会長よりご説明いただきました。

III. 事例発表（兵庫県西宮市名塩地区、大阪府河内長野市南花台地区、京都府与謝野町桑飼地区の 3 事例）

事例発表では、地域が主体となって行政や交通事業者とも連携しながら持続可能な地域公共交通の確保に取り組まれている 3 団体から、それぞれ取組内容を説明いただき、参加者や関係者が、持続可能な地域公共交通とするためにどのようなことをすれば良いかを考えるためきっかけや気づきが得られた場となりました。

IV. パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、事例発表の 3 地域の方に加え、本市の交通事業者や地域の市民団体の方々にもパネリストとしてご登壇いただき、意見交換や持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組について議論を行うことで、それぞれの立場でどのようなことが出来るか考える場となりました。

【開催プログラムおよび来場者アンケート結果】

9 ページから 1 3 ページに記載しています。

## 【開催プログラム】

**～持続可能な地域公共交通とするために、  
どなえしたらえんやろ？～**

**I. 紀の川市の地域公共交通の現状について**  
【交通政策課 副主査 井辺 将文】

**II. 新地域公共交通計画について**  
【紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 副会長  
近畿大学生物理工学部 講師 山田 崇史氏】

**III. 事例発表**

①ふれあいバス事業導入の取組みと事業の概要について  
【名塩コミュニティバス準備委員会 会長 石田 清造氏】

②「のりあい」から「ふれあい」へ移動支援とまちづくりの南花台モビリティ「クルクル」  
【南花台モビリティ「クルクル」代表 前田 鉄弥氏】

③「よさの乗合交通事業」の事業概要と地域の取組み・関わり等について  
【桑飼地区支え合い交通運営協議会 会長 西村 良久氏】  
【与謝野町企画財政課企画政策係 主査 本田 智宏氏】

**IV. パネルディスカッション**  
テーマ：持続可能な地域公共交通とするために、どなえしたらえんやろ？

コーディネーター：野村 実 氏 大谷大学社会学部講師

パネリスト：

佐伯 一也 氏	和歌山バス那賀（株）取締役社長
西脇 正宜 氏	（株）有交紀北代表取締役
宇田 篤弘 氏	紀の川市に乗り合いタクシーを走らせる会代表
畠中 美文 氏	NPO法人フレイルサポート紀の川理事長
岸本 健 氏	紀の川市長
石田 清造 氏	名塩コミュニティバス準備委員会会長
前田 鉄弥 氏	南花台モビリティ「クルクル」代表
西村 良久 氏	桑飼地区支え合い交通運営協議会会長

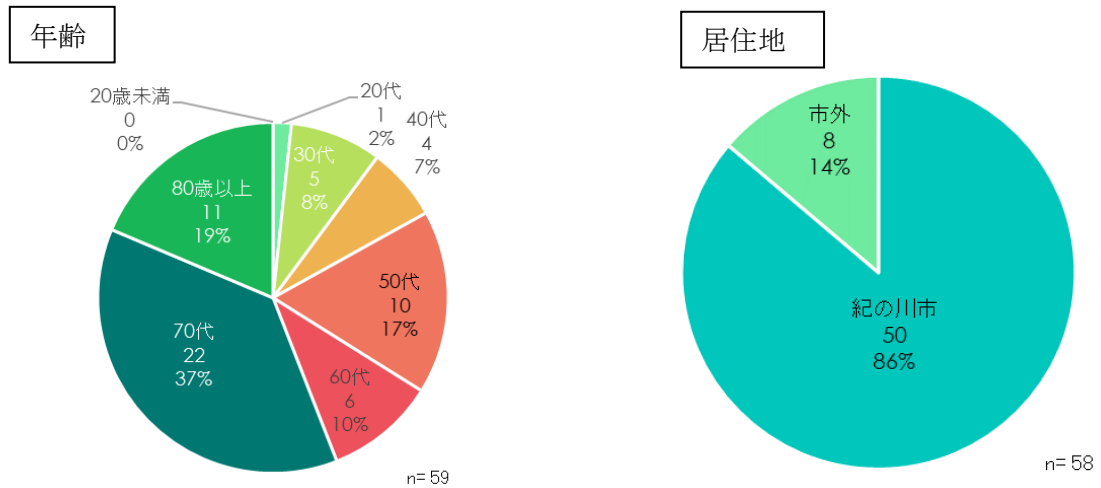
アドバイザー：小森 成人 氏 近畿運輸局和歌山運輸支局支局長

## 【会場の様子】



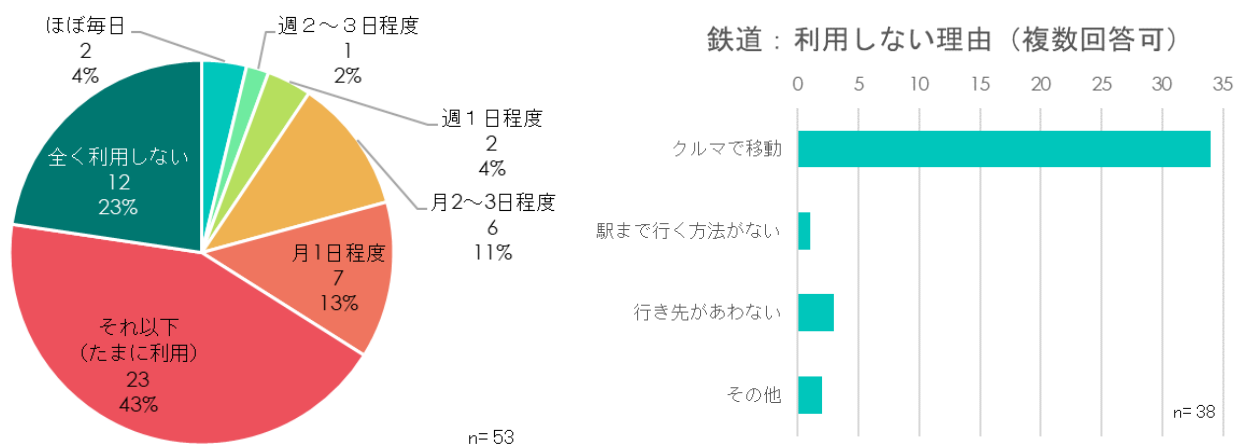
## 【来場者アンケート結果】

Q1. あなたご自身のことについて、お教えてください

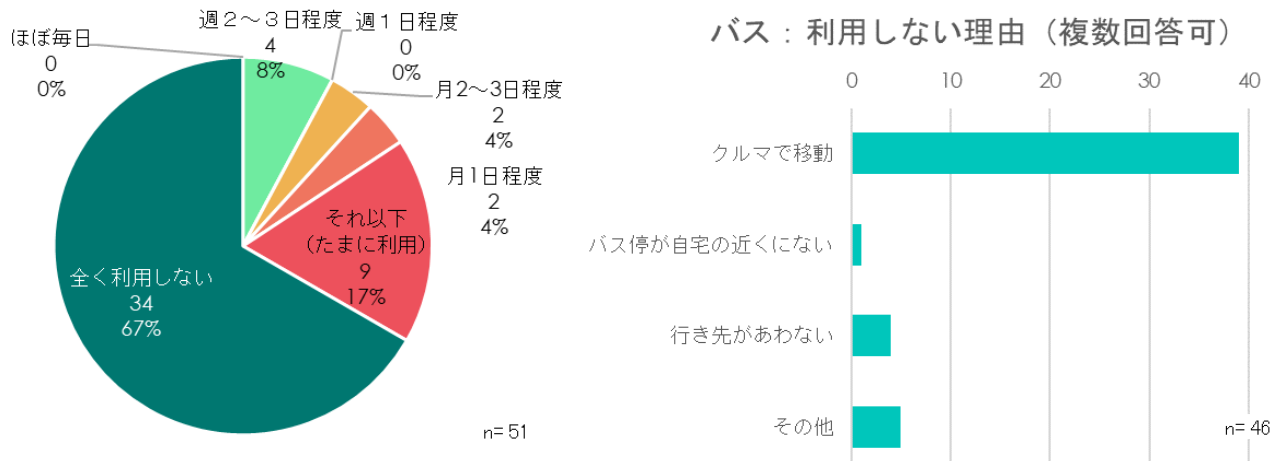


Q2. 鉄道やバスの利用状況について、お教えてください

## ① 鉄道（JR 和歌山線、和歌山電鐵貴志川線）の利用状況

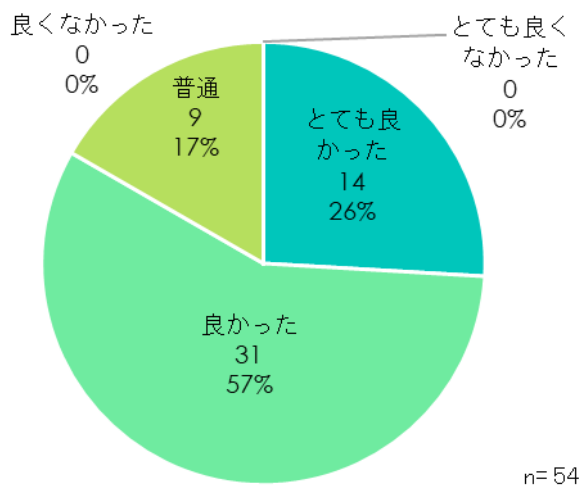


②バス（路線バス（和歌山バス那賀）、紀の川コミュニティバス、地域巡回バスの利用状況

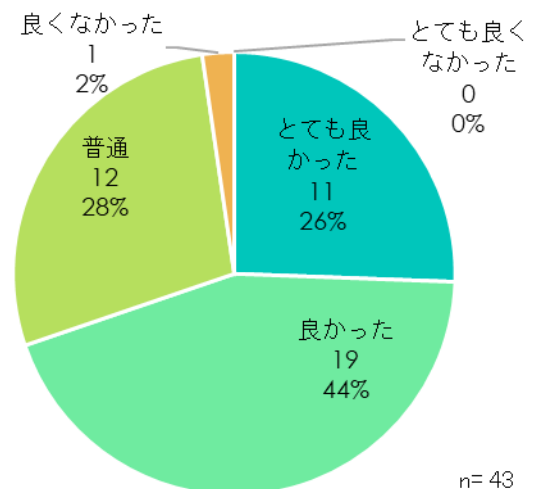


Q3. 今回の考える会の感想について、お教えてください

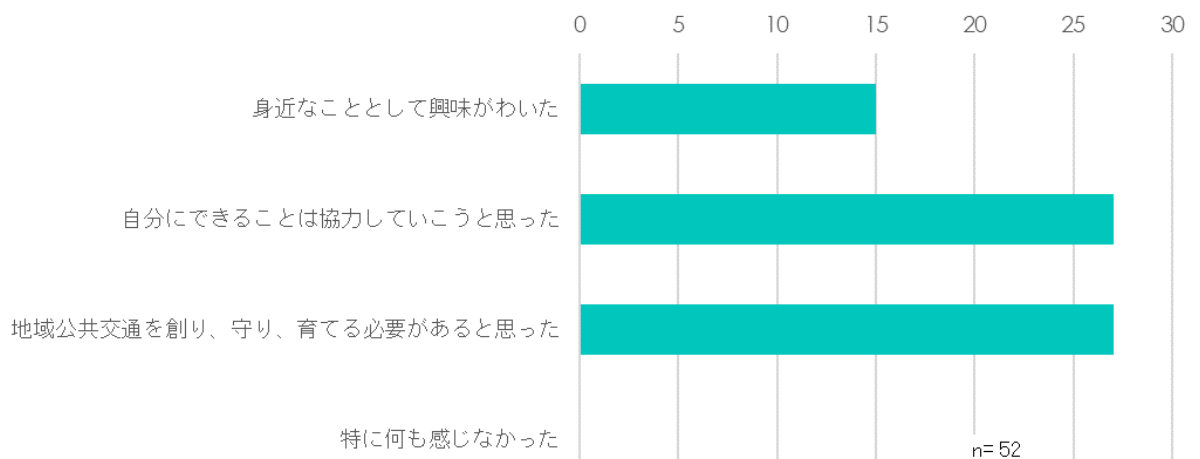
①事例発表の内容について



②パネルディスカッションの内容について



Q4. 紀の川市の地域公共交通について、どのように思われましたか？（複数回答可）



## Q5. 自由意見（その1）

- ・行政と住民が公共交通を守り育てていくため協働する意思を統一する良い企画であった。今回はバスが中心課題であったが、次回は鉄道を中心とする企画を行ってほしい。
- ・巡回バスが空で走っているという今までの事業の失敗を生かして市民のニーズをていねいに把握し、実効ある公共交通を提供してほしい。行政が最後まで責任を果たしてほしい。
- ・紀の川市のバスのお話をもっとせつめいしてほしい。
- ・利用するようになった時やはり家まで迎えに来てくれ、送ってくれる体制が一番良いと考えます（ドアツードア）
- ・1時間に1本ぐらいの運行を願いたい。後期高齢者の無料利用をしてほしい。
- ・本数は少ない30分に1本ほしい
- ・地域の住民が主体となって運営していることに感銘を受けた。
- ・利用者が使い勝手がよいというものに最大限接近するようにしてほしい。
- ・本日のキーワードとして「地域が主体」というところが共通していると思った。行政に頼るのではなく、一市民として考えていく必要があると考えさせられた。
- ・紀の川市とはエリアが小さいので運用できるの？と1つは鉄道とバスの繋がりが強く感じられました。紀の川市の具体的な内容が分からないので判断ができない。利用者目的で考えているのか、観光にも利用したいのか？両立するのはむづかしいと思う。
- ・地域観光を推進して利用者増やす協力
- ・バス代が安すぎて市の負担が大きすぎる。地域ががんばる必要がある。紀の川市民はなんとかしようとする気概がない。
- ・〇〇ありきではなく、その地域に合った交通手段を検討していただければ。あと2時間30分はちょっと長かったかもしれません。
- ・良い勉強になりました。バスの利用もしたいです。
- ・市でするのが難しいから『地域で自分たちでやってくれ』って言いたかったように感じました。希望がもてない感じ。
- ・交通弱者の身になってより良いシステムを作してほしい
- ・事例発表の内容が多いのに時間が少ない。パネリストが多く議論が深掘りできない。
- ・地域巡回バスと鉄道の乗り継ぎが悪かったり、路線バス停留所との接続が悪い（那賀病院と打田国道口の連絡）が多々あるので、接続を意識したルートやダイヤの設定をお願いしたいです。乗り合い交通でも、従来のバスよりも利用機会が減少しないようにお願いできればと思います。

## Q5. 自由意見（その2）

- ・現状をふまえ、今後の方向性について具体的な取り組みについて聞きたかったのですが…特に長田中は巡回バスが通っていませんので。
- ・早急に実施して欲しい。
- ・利用実態調査の実施。ルート別時間別の利用状況を調査して、対策を考えると良い。
- ・自治体、地域の現状は様々で紀の川市に適した公共交通のあり方を考えていかなければと思う。行政だけでは限界がある。
- ・大阪市とほぼ同じ面積の紀の川市を一律に考えるのはちがうと思う。事例発表をきいて、またディスカッションでも地域の想いが大事。
- ・後ろの席にいたので聞き取りにくかった。早口で聞きづらいと思った。
- ・必ず実現させてください。
- ・まあ今日の会参加に車で来ました。地域公共交通を使ってくれて言われてもちょっとね不便ですね。
- ・勉強になりました。言いにくいと思いますが苦勞したこと失敗事例も紹介してはどうですか。
- ・他の先進的な地域での取り組みが住民、行政の熱心な取り組みで実現している話を聞いてよかったです。紀の川市も住民側の代表も参加してより良い公共交通を実現しようではありませんか？
- ・事例報告の中で地域住民の声が行政や周りの地域を変えていく事が実感できた。
- ・私自身病院で働いている中で公共交通の充足をなんとかお願いしたい所ですので、何かご協力できることがあればさせて頂きたいと感じました。
- ・個人の要望に応えるようなかたちはむずかしい。何とか良い方法になってほしい。
- ・困っているお年寄りの意見をよくきいてドアツードアで利用できるような方式、又無駄のない運行が出来る方法を考えていってほしいと思いました。今のバスは利用者がなくてもったいなく思っています。本数も少なく利用できません。
- ・ドアツードアを希望。料金とのことで乗り合いタクシーを希望。車に乗らないと行けないのは病院や医者に行く時。病気の時は停留所まで歩くのがつらいです。
- ・会場との質疑応答時間がもっと多くても良かった。
- ・広い町域をカバーすることは難しいと思うのですが、紀の川市の場合は特に住宅居住地、生産区などを区分けしたランドデザインの策定から将来を見すえた交通政策をして欲しいと考えました（コンパクトシティへ？）

## 【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

改正 令和4年6月13日

改正 令和5年4月1日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市長の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者



(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(書面による決議)

第10条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部交通政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、紀の川市企画部交通政策課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和4年6月13日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

【参考】委員名簿

規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1)紀の川市の指名する者	紀の川市企画部	部長	角 佳英	会長
	紀の川市福祉部	部長	嶋田 雅文	
	紀の川市農林商工部	部長	西田 吉雄	
	紀の川市建設部	部長	井ノ上 益秀	
(2)法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	取締役社長	佐伯 一也	
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	森下 清司	
	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	会長	豊田 英三	
	和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	バス部会長	坂前 吉信	
	西日本旅客鉄道株式会社	理事 和歌山支社長	富澤 五月	
	和歌山電鐵株式会社	代表取締役専務	磯野 省吾	
(3)住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	大木 啓嗣	
	粉河地区区長会	会長	山中 安伸	
	那賀地区区長会	会長	江口 雅夫	
	桃山地区区長会	会長	津田 耕治	
	貴志川地区区長会	会長	森下 宣明	
	紀の川市身体障害者連盟	会長	川嶋 至	
(4)近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画 専門官	一ノ瀬 健	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画 専門官	鈴木 健	
(5)岩出警察署長又はその指名する者	岩出警察署	署長	岡田 謙吾	
(6)道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	近畿大学生物理工学部	講師	山田 崇史	副会長
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	山田 育寛	
	和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課	課長	狭間 裕司	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	中村 展久	
	岩出市総務部総務課	課長	西浦 正員	監査委員